

難病患者等支援詳細一覧表

小児慢性・難治性てんかん	患者	渡航費（航空機）	往復13,000円（片道6,500円）上限 各年度6往復分
		渡航費（船舶）	渡航にかかる費用全額
		宿泊費	治療に係る宿泊 1泊につき上限8,000円
	付添人	渡航費（航空機）	往復13,000円（片道6,500円）上限 各年度6往復分
		渡航費（船舶）	渡航にかかる費用全額
		宿泊費	治療に係る宿泊 1泊につき上限8,000円
	付添条件	付添人については、当該難病患者等が前各号に規定された者で、かつ、以下に該当し、その親権を行う者、配偶者、三親等以内の親族、後見人、保佐人、補助人又はその他難病患者等を現に監護する者で、本市以外医療施設への通院及び入院に同行し、支援する者のうち1名。 ア 未成年者 イ 介護保険法における要介護者又は要支援者 ウ 医師が通院のために必要であると認めるものであって、市長が付き添いを要すると認めるもの（行動に際し、介助等が必要な場合など）	

渡航費等助成申請の必要書類

<p>①治療の為に渡航した際の航空機、船舶の搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類・搭乗券</p> <p>☆搭乗券のみの場合は領収書も添付</p> <p>☆マイル・クーポン・ポイント、発券手数料は助成対象外</p>	
<p>②医療機関の診療領収書・診療明細書（医療を受けた日から起算して6ヶ月以内に申請すること）</p> <p>☆宿泊がある方は、受診の予約時間・終了時間がわかるものもお持ちください</p>	
<p>③航空運賃助成申請書（様式第1号）・請求書（様式第2号）</p> <p>☆患者本人名で申請、請求</p> <p>☆患者が小児の場合は保護者名で申請</p>	<p>郵送での申請も可能です</p>
<p>④委任状 ※申請者及び請求者が患者本人以外の場合（患者が未成年の場合を除く）</p>	
<p>⑤医師の意見書（様式第3号） ※各年度最初の申請時に提出</p>	
<p>⑥県の発行する受給者証の写し（指定難病／小児慢性）</p> <p>☆受給者証・・・保健所で申請 ※宮古保健所(地域保健班) TEL 0980-72-8447</p> <p>☆がん患者・難治性てんかん・・・必要なし</p>	
<p>⑦振込通帳の写し（助成金が振り込まれる通帳）</p>	
<p>⑧印鑑（認め印可） ☆申請書及び請求書とも同じ印鑑を使用すること。</p>	
<p>⑨患者本人が上記の付添人適応範囲ア～ウに該当する場合</p> <p>☆介護保険証の添付</p> <p>☆付き添いの方の航空券の写しの添付</p> <p>☆付添人と患者本人の関係性が分かるもの(戸籍等)</p>	
<p>⑩宿泊施設の領収書（治療にかかる費用かどうかを窓口での聞き取りなどで判断します。）</p> <p>☆複数泊している場合には、1泊の金額がわかるもの</p> <p>☆受診が終わった日付と時間が分かるもの（時間が記載されている領収書・明細書など）</p> <p>記入が無い場合は会計時に、予約時間・終了した時間を記入してもらい、事務受付者のサイン等を記入</p> <p>※クーポンやポイント等は対象外</p>	